

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第566号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年8月29日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成22年4月（又は平成22年3月末）現在の西部建設事務所東広島支所の事務引継書（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年10月28日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成22年11月25日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分のうち「問題点」及び「今後の処

理方針」の記述（以下「本件不開示部分」という。）について、適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分の処分庁である東広島地域事務所長（同事務所竹原支局（以下「竹原支局」という。）の〇〇支局長（以下「竹原支局長」という。）を含む。）が、裁量権を濫用した違法な処分を強行したことを隠匿するために、本件対象文書に記載された各記述のうち、その問題点と今後の処理方針の全てを開示しなかった不当な処分である。

当該不許可処分の理由として公文書に明記されたのは、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。しかし、当該理由は所轄部署の竹原支局長が捏造した法的根拠の全くない著しい裁量権の濫用によるものであり、再審査庁の国土交通大臣は、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 225 号の裁決書をもって、違法な処分であった「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分」を取り消す旨の裁決を行った。

その後、竹原支局長は、全く同一の橋梁設置申請書に対し、処分の理由を当初とは違う内容に書き換えるだけの手法で平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号による再度の不許可処分を強行するなど、裁量権の濫用は際限なく続いている。公務員としてあるまじき著しい裁量権の濫用による違法な処分を強行したことを隠匿するため不当な本件処分を強行したものであり嚴重に抗議する。

また、基礎自治体への事務移譲についても、その問題点と今後の処理方針の全てを開示しなかった不当な処分であり、真に不開示とすべき個人情報などの一部の記載事項を除き、組織的に裁量権を濫用

した「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分など」に関する記述を含め、本件不開示部分を適正に開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

1 管理課の懸案事項に係る不開示情報該当性

(1) 道路使用料，河川使用料等の滞納について

記載内容は，個人が識別される情報であるため，条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する。

(2) 河川の不法占用について

河川名並びに「問題点」及び「今後の処理方針」欄の記載内容は，河川名から特定の個人を識別され得るため，条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する。

(3) その他の懸案事項について

ア 記載内容の一部は，特定の個人が識別され得る情報であるため，条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する。

イ 事業の概要や課題，経過，問題点，処理方針等の記載内容は，実施機関内部における検討途中の段階の情報であり，未成熟なものも含まれている。当該情報を公にすることにより，当該情報を懸案事項や課題として実施機関が認識していることが明らかになる。また，当該情報の内容を知った関係者が実施機関に追及等を行うことが想定される。そうすると，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがある。よって，当該記載内容は，条例第 10 条第 5 号の不開示情報に該当する。

ウ 上記イの記載内容は，公にすることにより，実施機関の事務

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

2 用地課の懸案事項に係る不開示情報該当性

- (1) 上記1(3)ア及びイと同様の理由から、記載内容は、条例第10条第2号及び第5号の不開示情報に該当する。
- (2) 相手方の事業者の名称等は、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。
- (3) また、事業の概要や課題、経過、問題点、処理方針等の記載内容は、公にすることにより、記載されている課題や処理方針等が明らかになることで、用地交渉の停滞など、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

3 維持課の懸案事項に係る不開示情報該当性

- (1) 上記1(3)ア及び上記2(2)と同様の理由から、記載内容は、条例第10条第2号及び第3号の不開示情報に該当する。
- (2) 事業の概要や課題、経過、問題点、処理方針等の記載内容については、実施機関内部における計画策定の検討途中の段階の情報であり、未成熟なものも含まれている。当該情報を公にすることにより、当該情報を計画策定の検討情報として実施機関が認識していることが明らかになる。また、当該情報を知った関係者が実施機関に追及等を行うことが想定される。そうすると、当該情報を公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある。よって、当該記載内容は、条例第10条第5号の不開示情報に該当する。
- (3) 上記(2)の記載内容は、上記1(3)ウと同様の理由から、条

例第10条第6号の不開示情報に該当する。

4 事業調整班の懸案事項に係る不開示情報該当性

関川ダム建設中止に関する取扱いの記載内容は、特定の個人が識別され得る情報であるため、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

新道路整備計画の改訂、土砂災害警戒区域の指定や関川ダム建設中止に関する取扱いの記載内容については、事業の方針についての内部検討資料であり、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第5号の不開示情報に該当する。

また、当該記載内容は、上記1(3)ウと同様の理由から、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

5 事業調整員(特命担当)の懸案事項に係る不開示情報該当性

大規模災害発生時の対応等に関する記載内容は、内部検討の情報であり、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第5号の不開示情報に該当する。

また、研修内容の詳細に関する記載内容は、公にすることにより、今後の工事監督業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

6 工務課第一係の懸案事項に係る不開示情報該当性

上記1(3)ア、上記2(2)及び上記3(2)と同様の理由から、記載内容は、条例第10条第2号、第3号及び第5号の不開示情報に

該当する。

また、事業の概要や課題、経過、問題点、処理方針等の記載内容の一部については、公にすることにより、用地交渉、工事計画、事業計画などが明らかになり、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

7 空港関連整備課の懸案事項に係る不開示情報該当性

上記1(3)ア、上記3(2)及び上記1(3)ウと同様の理由から、記載内容は、条例第10条第2号、第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

8 工務課第二係の懸案事項に係る不開示情報該当性

上記1(3)ア及び上記3(2)と同様の理由から、記載内容は、条例第10条第2号及び第5号の不開示情報に該当する。

また、事業の概要や課題、経過、問題点、処理方針等の記載内容の一部については、公にすることにより、用地交渉、工事計画、事業計画などが明らかになり、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

9 仁賀ダム建設事業課の懸案事項に係る不開示情報該当性

上記1(3)アと同様の理由から、記載内容は、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

事業の概要や課題、経過、問題点、処理方針等の記載内容については、ダム建設の実施に当たっての工事の内容検討に関する情報であり、未成熟なものも含まれている。当該情報を公にすることにより、当該情報を計画策定の検討情報として当機関が認識していることが明らかになる。また、当該情報の内容を知った関係者が実施機関に追及等を行うなど、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがある。よって，当該記載内容は，条例第10条第5号の不開示情報に該当する。

また，当該記載内容は，上記1（3）ウと同様の理由から，条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

10 福富ダム管理事務所の懸案事項に係る不開示情報該当性

上記1（3）ア，上記3（2）及び上記1（3）ウと同様の理由から，記載内容は，条例第10条第2号，第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

11 棕梨ダム管理事務所の懸案事項に係る不開示情報該当性

協議会，協会の名称等については，公にすることにより，事業者の正当な利益を害するおそれがあるため，条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

事業の概要や課題，経過，問題点，処理方針等の記載内容については，水質保全対策に係る調査の検討途中の段階の情報であり，未成熟なものも含まれている。当該情報を公にすることにより，当該情報を計画策定の検討情報として実施機関が認識していることが明らかになる。また，当該情報の内容を知った関係者が実施機関に追及等を行うことが想定される。そうすると，当該情報を公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがある。よって，当該記載内容は，条例第10条第5号の不開示情報に該当する。

また，当該記載内容は，上記1（3）ウと同様の理由から，条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号の不開示情報について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

なお、同号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）であっても、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除いた残りの部分について、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとして、条例第11条第1項の規定を適用して部分開示をする必要がある。

イ 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するもの」を原則不開示としつつ，同号ただし書において，「人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」については，同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここで，「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは，例えば，「開示することにより，法人等又は事業を営む個人の名誉，社会的信用，社会的評価，社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの」のような情報などをいう。

ウ 条例第10条第5号について

条例第10条第5号では，「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議，検討，協議，調査研究等に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

ここで，「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは，次のようなものである。

- (ア) 公にすることにより，外部からの圧力，干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり，中立的な意思決定ができなくなるもの
- (イ) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって，公にすることにより，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (ウ) 公にすることにより，特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

また、「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

エ 条例第10条第6号について

条例第10条第6号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

(ア) 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ) 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（以下略）

なお、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、西部建設事務所東広島支所の組織及び職員の配置状況、平成22年度予算及び各課懸案事項をまとめたものと認められる。

各課懸案事項は、管理課、用地課、維持課、事業調整班、事業

調整員（特命担当）、工務第一課、空港関連整備課、工務第二課、仁賀ダム建設事業課、福富ダム管理事務所及び椋梨ダム管理事務所の順に編てつされ、懸案事項ごとに、「懸案事項」、「経過概要」、「問題点」及び「今後の処理方針」の欄からなる表に記載されていた（空港関連整備課については、記載内容から「問題点及び方針」及び「問題点及び処理方針」が「問題点」及び「今後の処理方針」に相当し、仁賀ダム建設事業課については、記載内容から「事項」が「懸案事項」に、「経緯」が「経過概要」に、「処理事項（方針）」が「今後の処理方針」に相当するものと認められる。）。そして、「懸案事項」及び「経過概要」欄の記載内容の一部並びに「問題点」及び「今後の処理方針」欄の記載内容の全てが不開示とされており、このうち異議申立人が開示を求めている本件不開示部分は、「問題点」及び「今後の処理方針」欄の記載内容の全てである。

ところで、条例第 11 条第 1 項の規定によれば、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない」とされている。

また、条例第 7 条第 3 項の規定によれば、「実施機関は、（中略）開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない」とされ、これは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示を含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けたものである。

しかしながら、本件処分において、実施機関は、各課懸案事項のうち「懸案事項」及び「経過概要」欄の記載内容の一部並びに「問題点」及び「今後の処理方針」欄の記載内容の全てを不開示としながら、本件処分に係る通知書に開示しない部分及び理由を

包括的に記載しているため，個別具体的に本件不開示部分のうちどの部分がどのような理由で条例第 10 条各号に該当するのか明らかにされているとはいえない。

そこで，当審査会において，実施機関に改めて確認し，本件不開示部分の不開示理由及び範囲を個別に見分したところ，別表に掲げる部分については，同表に掲げる理由により，条例第 10 条各号の不開示情報に該当する情報であると認められ，実施機関が不開示としたことは妥当であるが，同表に掲げる部分以外の部分については，同条各号のいずれの不開示情報にも該当すると認められないため，開示すべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが，いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により，当審査会は，「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

上記 1（2）に記載したとおり，本件処分に係る通知書の開示しない部分及び理由の記載内容は，条例第 7 条第 3 項の趣旨を踏まえると必ずしも十分とはいえないことから，実施機関においては，今後，開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは，通知書に開示しない部分及び理由を具体的かつ簡潔に記載すべきである。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別表 本件不開示部分のうち当審査会において不開示が妥当であると判断する部分及び理由

1 条例第10条第2号該当

次表の「不開示が妥当であると判断する部分」で示している情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第10条第2号に該当するものと認められる。

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
用地第一係（1）	問題点	8行目1文字目から4文字目まで及び14行目1文字目から4文字目まで
	今後の処理方針	8行目1文字目から4文字目まで
用地第一係（2）	問題点	5行目4文字目から7文字目まで及び9文字目から13文字目まで並びに13行目13文字目から14行目3文字目まで
用地第二係（1）	問題点	1行目2文字目から8文字目まで、4行目2文字目から7文字目まで、10行目12文字目から11行目5文字目まで
用地第二係（2）	今後の処理方針	8行目12文字目から13文字目まで
用地第三係（2）	問題点	2行目1文字目から7文字目まで、3行目1文字目から7文字目まで及び12行目1文字目から8文字目まで
用地第三係（3）	問題点	7行目及び12行目1文字目から3文字目まで
維持課（7/15）	今後の処理方針	12行目
維持課（11/15）	問題点	3行目8文字目から4行目2文字目まで
	今後の処理方針	15行目15文字目から16行目11文字目まで
維持課（12/15）	問題点	12行目10文字目から11文字目まで
工務第一係（1/2）	今後の処理方針	5行目、12行目及び14行目

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
工務第一係（2 / 2）	今後の処理方針	6行目
工務第一係（6 ページ目）	問題点	2行目1文字目から4文字目まで、2行目19文字目から3行目2文字目まで、4行目8文字目から9文字目まで及び14文字目から18文字目まで、7行目1文字目から5文字目まで並びに9行目1文字目から4文字目まで
工務第一係（9 ページ目）	問題点 今後の処理方針	2行目2文字目から7文字目まで、3行目2文字目から6文字目まで、4行目2文字目から7文字目まで、9行目2文字目から6文字目まで、10行目2文字目から7文字目まで及び11行目13文字目から16文字目まで 4行目1文字目から5文字目まで
空港関連整備課（1 ページ目）	問題点及び方針	19行目25文字目から32文字目まで、20行目24文字目から31文字目まで及び22行目11文字目から16文字目まで
工務第二課第一係	問題点 今後の処理方針	3行目12文字目から13文字目まで及び7行目17文字目から18文字目まで 1行目2文字目から3文字目まで、2行目2文字目から3文字目まで及び11行目2文字目から3文字目まで
工務第二課第二係（1 ページ目）	問題点 今後の処理方針	4行目14文字目から5行目2文字目まで及び6行目7文字目から11文字目まで 3行目5文字目から9文字目まで
福富ダム管理事務所（2 ページ目）	問題点	2行目2文字目から4文字目まで及び11行目6文字目から8文字目まで

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
	今後の処理方針	6行目2文字目から4文字目まで

2 条例第10条第3号該当

次表の「不開示が妥当であると判断する部分」で示している情報は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号に該当するものと認められる。

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
用地第三係(2)	問題点	9行目9文字目から10行目3文字目まで
維持課(6/15)	問題点	5行目5文字目から10文字目まで
維持課(11/15)	今後の処理方針	14行目19文字目から15行目14文字目まで
事業調整班(3/3)	問題点	15行目6文字目から9文字目まで
	今後の処理方針	2行目1文字目から12文字目まで
工務第一係(1/2)	今後の処理方針	4行目, 11行目及び13行目
工務第一係(2/2)	今後の処理方針	8行目
工務第一係(4ページ目)	問題点	1行目1文字目から9文字目まで
	今後の処理方針	4行目5文字目から9文字目まで, 14文字目から17文字目まで及び5行目4文字目から15文字目まで
空港関連整備課(1ページ目)	問題点及び方針	19行目11文字目から24文字目から及び20行目11文字目から23文字目まで
空港関連整備課(2ページ目)	問題点及び処理方針	19行目30文字目から20行目3文字目まで
空港関連整備課(3ページ目)	問題点	1行目, 6行目及び12行目

3 条例第 10 条第 5 号該当

次表の「不開示が妥当であると判断する部分」で示している情報は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 5 号に該当するものと認められる。

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
管理課（2 ページ目）	問題点	上から 1 欄目 1 行目から 2 行目及び上から 2 欄目 1 行目から 2 行目 5 文字目まで
管理課（3 ページ目）	問題点	1 行目から 27 行目まで
	今後の処理方針	1 行目から 13 行目まで
管理課（4 ページ目）	問題点	1 行目から 23 行目まで
	今後の処理方針	1 行目から 12 行目まで及び 21 行目から 26 行目まで
管理課（6 ページ目）	問題点	1 行目から 15 行目まで
	今後の処理方針	1 行目から 3 行目まで
用地第一係（1）	問題点	1 行目から 7 行目まで、8 行目 5 文字目から 13 行目まで及び 14 行目 5 文字目から 15 行目 4 文字目まで
	今後の処理方針	1 行目から 7 行目まで及び 8 行目 5 文字目から 10 文字目まで
用地第一係（2）	問題点	1 行目から 5 行目 3 文字目まで、5 行目 8 文字目及び 6 行目から 12 行目まで、13 行目 1 文字目から 12 文字目まで並びに 14 行目 4 文字目から 14 文字目まで
	今後の処理方針	1 行目から 17 行目まで
用地第二係（1）	問題点	1 行目 1 文字目、9 文字目から 4 行目 1 文字目まで、5 行目から 10 行目 11 文字目まで及び 11 行目 6 文字目から 15 行目まで

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
	今後の処理方針	1行目から9行目まで
用地第二係(2)	今後の処理方針	4行目から8行目11文字目まで及び8行目14文字目から9行目まで
用地第三係(1)	問題点	1行目から15行目まで
	今後の処理方針	1行目から9行目まで
用地第三係(2)	問題点	1行目, 2行目8文字目から10文字目まで, 3行目8文字目から9行目8文字目まで, 10行目4文字目から11行目まで及び12行目9文字目から16行目まで
	今後の処理方針	1行目から6行目まで
用地第三係(3)	問題点	1行目から6行目まで, 8行目から11行目まで及び12行目4文字目から19行目まで
	今後の処理方針	5行目から9行目まで
用地第三係(4)	問題点	1行目から5行目まで及び9行目から14行目まで
	今後の処理方針	6行目から8行目まで
維持課(3/15)	問題点	9行目から11行目まで
	今後の処理方針	1行目から6行目まで
維持課(6/15)	問題点	3行目, 5行目1文字目から4文字目まで, 5行目11文字目から15文字目まで及び9行目から1行目まで
	今後の処理方針	2行目から7行目まで, 9行目, 11行目から12行目まで及び14行目
維持課(7/15)	問題点	1行目から6行目まで及び8行目から9行目まで
	今後の処理方針	1行目から6行目まで, 8行目及び10行目から11行目まで
維持課(8/15)	問題点	1行目から2行目まで

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
	今後の処理方針	2行目から3行目まで
維持課（9/15）	問題点	1行目から3行目まで
	今後の処理方針	1行目，6行目及び8行目
維持課（10/15）	今後の処理方針	3行目から4行目まで及び7行目から8行目まで
維持課（11/15）	問題点	2行目から3行目7文字目まで，4行目3文字目から9行目まで及び12行目から17行目まで
	今後の処理方針	1行目から14行目18文字目まで及び16行目12文字目から18行目まで
維持課（12/15）	問題点	1行目から2行目まで，7行目から12行目12文字目まで及び12行目12文字目から14行目まで
	今後の処理方針	1行目から9行目まで
維持課（13/15）	問題点	4行目から8行目まで及び13行目から14行目まで
	今後の処理方針	4行目から11行目まで
維持課（14/15）	問題点	7行目から11行目まで
	今後の処理方針	1行目から9行目まで
維持課（15/15）	問題点	3行目から4行目まで，11行目及び13行目
	今後の処理方針	1行目から3行目まで及び7行目
事業調整班（1/3）	問題点	4行目から11行目まで
	今後の処理方針	1行目から4行目まで
事業調整班（2/3）	問題点	1行目から10行目まで及び27行目から29行目まで
	今後の処理方針	1行目から4行目まで
事業調整班（3/3）	問題点	1行目から15行目5文字目まで，15行目10文字目から16行目まで及び19行目から24行目まで

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
	今後の処理方針	1行目及び2行目 13文字目から12行目まで
事業調整員（特命担当）（1/1）	問題点 今後の処理方針	上から1欄目6行目5文字目から7行目まで及び9行目16文字目から11行目まで、上から2欄目1行目から3行目まで並びに上から3欄目1行目から6行目まで 上から1欄目1行目から12行目まで
工務一課 専任主査（工事管理員）（2ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目から24行目まで 1行目から13行目まで
工務一課 専任主査（工事管理員）（3ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目から25行目まで 1行目から18行目まで
工務一課 専任主査（工事管理員）（4ページ目）	（問題点） （今後の処理方針）	1行目から8行目まで 1行目から8行目まで
工務一課 専任主査（工事管理員）（5ページ目）	（問題点） （今後の処理方針）	1行目 1行目から11行目
工務第一係（1/2）	問題点 今後の処理方針	1行目から16行目まで 1行目から3行目まで、6行目から7行目まで及び10行目
工務第一係（2/2）	問題点 今後の処理方針	1行目から11行目まで 1行目から5行目まで及び7行目
工務第一係（3ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目から10行目まで 1行目から10行目まで
工務第一係（4ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目 10文字目から14行目まで 上から1欄目1行目から4行目 4文字目まで、4行目

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
		10文字目から13文字目まで及び5行目1文字目から3文字目まで並びに上から2欄目1行目から2行目まで
工務第一係（5ページ目）	問題点 今後の処理方針	7行目から8行目まで 1行目から5行目まで及び9行目から11行目まで
工務第一係（6ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目，2行目5文字目から18文字目まで，3行目3文字目から4行目7文字目まで，10文字目から13文字目まで及び4行目19文字目から6行目まで，7行目6文字目から8行目まで並びに9行目5文字目から14行目まで 1行目から6行目まで
工務第一係（1/2）（7ページ目）	問題点 今後の処理方針	上から1欄目1行目から12行目まで，上から2欄目1行目から6行目まで及び上から3欄目8行目から10行目まで 上から1欄目6行目から10行目まで，上から2欄目1行目から5行目まで及び上から3欄目4行目から8行目まで
工務第一係（2/2）（8ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目から6行目まで 1行目から9行目まで
工務第一係（9ページ目）	問題点 今後の処理方針	上から1欄目1行目から17行目まで 上から1欄目1行目から5行目まで，上から2欄目1行目から2行目まで及び上から3欄目1行目から3行目まで
工務第一係（10ページ目）	問題点 今後の処理方針	1行目から5行目まで 1行目から2行目まで
工務第一係（11ページ目）	問題点	上から1欄目1行目，3行目8文字目から12文字目ま

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
	今後の処理方針	<p>で、5行目から8行目まで、11行目1文字目から12文字目まで及び11行目17文字目から15行目まで並びに上から2欄目1行目から7行目まで</p> <p>上から1欄目1行目から3行目まで及び4行目6文字目から5行目まで並びに上から2欄目1行目から3行目まで</p>
工務第一課第2係・1	今後の処理方針	4行目7文字目から11行目まで
工務第一課第2係・2	今後の処理方針	1行目から8行目まで
空港関連整備課 (1ページ目)	問題点及び方針	2行目から4行目まで、19行目1文字目から10文字目まで、20行目1文字目から10文字目まで、21行目から22行目10文字目まで及び26行目から27行目まで
空港関連整備課 (2ページ目)	問題点及び処理方針	4行目から8行目5文字目まで及び14行目から17行目まで
空港関連整備課 (3ページ目)	問題点	2行目から5行目まで、7行目から11行目まで及び13行目から15行目まで
	今後の処理方針	1行目から9行目まで
空港関連整備課 (4ページ目)	問題点及び方針	上から1欄目2行目から9行目まで及び上から2欄目1行目から6行目まで
工務第二課第一係	問題点	3行目1文字目から11文字目まで、3行目14文字目から7行目16文字目まで及び3行目19文字目から16行目まで
	今後の処理方針	1行目1文字目及び4文字目から13文字目まで、2行目1文字目、2行目4文字目から10行目まで、11行目1文字目並びに4文字目から16行目まで

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
工務第二課第二係（1 ページ目）	問題点	1 行目から 4 行目 13 文字目まで， 6 行目 1 文字目から 6 文字目まで及び 6 行目 12 文字目から 13 行目まで
	今後の処理方針	1 行目から 3 行目 4 文字目まで及び 3 行目 10 文字目から 8 行目まで
工務第二課第二係（2 ページ目）	問題点	1 行目から 31 行目まで
	今後の処理方針	1 行目から 18 行目まで
仁賀ダム建設事業課	問題点	上から 1 欄目 1 行目から 5 行目まで， 上から 2 欄目 1 行目から 4 行目まで， 上から 3 欄目 1 行目から 3 行目まで及び上から 5 欄目 1 行目から 11 行目まで
	処理事項（方針）	上から 3 欄目 1 行目から 2 行目まで及び上から 5 欄目 1 行目
福富ダム管理事務所（1 ページ目）	問題点	7 行目から 9 行目まで， 22 行目及び 25 行目 6 文字目から 21 文字目まで
	今後の処理方針	1 行目から 9 行目まで及び 14 行目から 16 行目まで
福富ダム管理事務所（2 ページ目）	問題点	1 行目， 2 行目 5 文字目から 11 行目 5 文字目まで及び 9 文字目から 17 文字目まで
	今後の処理方針	1 行目から 5 行目まで及び 6 行目 5 文字目から 7 行目まで
棕梨ダム管理事務所	今後の処理方針	8 行目から 12 行目まで

4 条例第 10 条第 6 号該当

次表の「不開示が妥当であると判断する部分」で示している情報は，相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，条例第 10 条第 6 号に該当するものと認められる。

「担当課」欄の表示	項目名等の表示	不開示が妥当であると判断する部分
管理課（6ページ目）	問題点	1行目から15行目まで
	今後の処理方針	1行目から3行目まで
用地第一係（1）	問題点	8行目5文字目から13行目まで
用地第二係（1）	問題点	1行目9文字目から3行目まで
用地第三係（3）	問題点	8行目から11行目まで及び12行目4文字目から19行目まで
用地第三係（4）	問題点	9行目から11行目まで
維持課（12/15）	問題点	7行目から11行目まで
	今後の処理方針	5行目から6行目まで
事業調整班（3/3）	問題点	2行目から14行目まで
工務第一係（6ページ目）	問題点	2行目から14行目まで
工務第二課第一係	問題点	3行目1文字目から11文字目まで及び3行目14文字目から4行目まで
	今後の処理方針	11行目1文字目及び11行目4文字目から16行目まで
工務第二課第二係（1ページ目）	問題点	7行目6文字目から12行目まで
仁賀ダム建設事業課	問題点	上から5欄目1行目から9行目まで
	処理事項（方針）	上から5欄目1行目
福富ダム管理事務所（2ページ目）	問題点	2行目5文字目から11行目5文字目まで及び9文字目から17文字目まで
	今後の処理方針	6行目5文字目から7行目まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23. 1. 7	・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 5. 21	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 8. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3. 3. 23 (令和 2 年度第 11 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 4. 23 (令和 3 年度第 1 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 5. 28 (令和 3 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 6. 25 (令和 3 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授